



座談会(2) 組織再編成税制の立案担当者 × トップ法律事務所タックスロイヤー

組織再編成税制を巡る否認が相次ぐ中、 今明かされる「行為計算否認規定(法人税法132条の2)の創設の経緯・目的と解釈」

連 載第1回目の掲載後、各方面から大きな反響をいただき、改めて法人税法132条の2に対する関心の高さが再確認される形となった。

第2回目となる今回は、ともに行為計算否認規定である132条1項と132条の2の関係や違いといった、実務家にとっては最も関心が高いであろうテーマのほか、132条の2が適用された事例として初めて訴訟に至ったとされる、現在係争中の一連の裁判の行方が企業行動や実務に与える影響などについて語ってもらった。

法人税法132条1項と132条の2は重疊的に 位相の異なる関係

——132条1項と132条の2はともに行為計算否認規定であるわけですが、両者の関係や違いといったところについてお話いただければと思います。

仲谷 法人税法132条1項と132条の2は、適用対象法人が異なるのみで適用要件が同一であるという意見があります。朝長先生が執

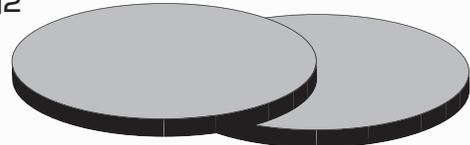
筆された書籍(編注:下記参照)を拝見すると、両規定は「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」を否認する点では共通であり、いずれかの規定によって法人税負担の不当な減少が是正されるのであれば、他の規定によってこれをさらに否認する必要はないので、重複排除の定めは設けていない、と説明されています。この部分を読むと、朝長先生も「両規定の適用要件は同

図1



※二つの円形盤が部分的に融合した状態

図2



※二つの円形盤が部分的に重なった状態

一である」というご意見のように見えるのですが、いかがでしょうか？

『合併実務必携』（法令出版）

これらの規定が「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」を否認するという点で共通であり、また、いずれかの規定によって法人税の負担を不当に減少させる結果が是正されるということになれば他の規定によってこれをさらに否認する必要もなくなることから、重複排除の定めは設けないこととされたものです。（545頁）

朝長 いいえ、そのように考えているわけではありません。

立法技術に関わる少し細かな話になりますが、仮に適用要件が同一の規定を二つ創るとすると、その適用要件に該当する事実が生じた場合には、その二つの規定を適用しなければなりません。

仮に、適用対象法人は異なることがあるが適用要件は同一という二つの規定を創ったとすれば、その二つの規定の関係は、同一の平面上で部分的に融合した二つの円形盤のような関係になりますが、この二つの円形盤が融合した部分は、二つの円形盤のいずれにも属しているわけです（図1参照）。したがって、重なった部分については二つの規定がと

もに適用されることとなります。

しかし、このような場合に二つの規定を重複適用せずにいずれか一方の規定のみを適用するというのであれば、これらの規定が重複適用されないようにするための定めを設けることが必要となります。

これに対して、異なる平面上に立体的に二つの円形盤が重なる関係となるように二つの規定を創ったとすれば（図2参照）、一つの規定の適用要件に該当する事実が生じた場合に他の規定も適用しなければならないといったことにはなりません。それぞれの規定について、適用要件に該当する事実があるのか否かを判断すればよいわけで、一方の規定を適用したことによって他方の規定を適用すべき状況でなくなったということであれば、一方の規定を適用して終わりということになり、一方の規定を適用してもなお他方の規定を適用すべき状況にあるということであれば、更に他方の規定を適用して是正するということになるわけです。このため、重複適用を排除する定めは、原則として必要ありません。

ただし、いずれか一方の規定で租税回避を是正しておくだけでよいと割り切るのであれば、重複排除の定めを設けることはあり得ますので、132条1項と132条の2に関しては、立法の観点からすると、理論的には、対象法人や行為又は計算が共通する場合について重複排除の定めを設けることもあり得ます。



朝長英樹氏

しかし、一旦、租税回避を防止する目的で定められた規定が適用されるということになると、その租税回避の是正が不十分な状態のままとなって残るということはあまり考えられず、現実には、更に同じように租税回避を防止する目的で定められた他の規定も適用する必要があるという状態になることは非常に少ない、と考えられます。

要するに、適用要件の異なる二つの規定のうち、どちらかより適切な規定を適用して租税回避を是正することとしてもらえばそれで済むはずであり、わざわざ重複排除の定めを設けることまでは必要ない、とされたわけです。

『合併実務必携』の中のご指摘の部分はこの部分を言っているもので、132条1項と132条の2の関係の基本に関する前半の部分



藤田耕司氏

の話（編注：17頁の朝長氏のコメントの冒頭より、右段下から8行目の「……原則として必要ありません。」まで）は、これらの二つの規定の関係を語るに当たっては、当然、前提として知っておかなければならないことです。

そもそも、法人税の立法において、重複適用を排除する定めを設けずして適用要件が同じ規定を二つ創るなどということができるはずがありません。

藤田 二度の課税を行わないという前提に立つと、二つの規定が同一の平面上で部分的に融合した二つの円形盤のような関係にあるということであれば、必ず重複排除の定めが要る、ということでしょうか。

朝長 そういうことですね。技術的な話がやや長くなりましたが、重複排除の定めがあったとしても、それは、二つの規定が同一の平面上で部分的に融合した二つの円形盤のような関係にあるのか、それとも異なる平面上に立体的に二つの円形盤が重なるような関係にあるのかということを決め手にはならないが、これに対して、重複排除の定めがないということは、二つの規定は同一の平面上で部分的に融合した二つの円形盤のような関係ではないと判断する決め手になる、ということです。

仲谷 そうすると、132条1項と132条の2は、適用対象法人が異なるのみで適用要件が同一であるという考えは誤りなのでしょうか？

朝長 はい、明らかな誤りです。法人税法132条1項と132条の2は、先ほど円形盤の例でご説明させて頂いたように、重畳的に位相の異なる関係となっているわけです。

このため、同族会社が合併を行ったというような場合に、合併法人、被合併法人や株主について、132条1項の観点から行う同項の

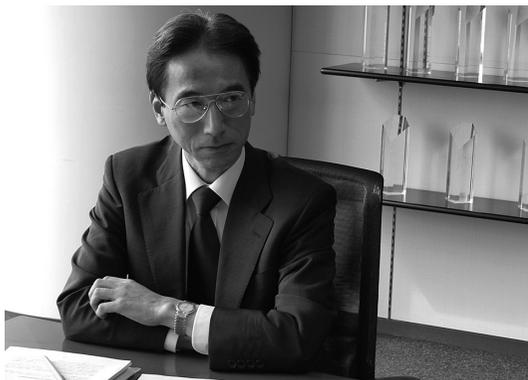
適用の可否判定の結果や否認すべき金額として算出される金額と、132条の2の観点から行う同条の適用の可否判定の結果や否認すべき金額として算出される金額とは、厳密に言えば、常に一致するとは限らないわけです。

例えば、いわゆる「適格外し」を租税回避として否認しようとする場合、132条の2を使うということになれば、適格組織再編成の課税関係に置き換えて、双方の法人や株主の否認金額を計算することになるはずですが、132条1項を使うということになれば、いずれの法人の何をどのくらい否認するのかというものは、個々の事情に応じて判断することとなるはずですが。

▼ 132条の2による否認に対し、個別規定の文理解釈を求めるのは見当違い

——132条1項と132条の2の適用要件は同じではない、ということですね。では、132条の2が適用されるのはどのような場合でしょうか。

仲谷 『平成13年 改正税法のすべて』やT&Aマスターの朝長先生の論稿（編注：本誌443号23頁「税務マエストロ」参照）に、132条の2が適用されるいくつかの具体例が挙げられていますね。



仲谷栄一郎氏

朝長 『平成13年 改正税法のすべて』において132条の2が適用される例として掲げた4つの例は、同条がどのような場合に適用されるのかということ具体的にイメージしてもらえようにした方がよいと思いましたが、組織再編成税制の企画立案及び内閣法制局での審査の過程において適用例として想定していたものの一部を書かせて頂いたものです。

仲谷 これは読者の方々のための確認ですが、「形式的には要件を満たしているが、実質的には要件を満たしていない」ということで各個別制度の規定を根拠として否認されるものと、各個別制度の規定によっては否認されないが132条の2を根拠として否認されるものがあり、これらの4つの例は、この後者の例ということですね。

朝長 そうです。基本的なことですが、「各個別制度の要件に該当していないということで否認されるもの」であるのか、それとも、「各個別制度の要件には合致しているのに各個別制度の適用を否認されることはないが、その各個別制度の目的から見て適当でないということで132条の2によって否認されるもの」であるのか、ということを見誤ってはいけません。132条の2の基本的な位置付けを理解していないと、同条で否認するものに対して、各個別制度の規定について「文理解釈しないのはおかしい」といった見当違いの話をするようになってしまいます。

▼ 組織再編成税制の濫用の拡大

——組織再編成において租税回避が行われることを防止するために設けた132条の2ですが、現在、その条文が適用される事例が相次いでいることについてはどう思われますか？

朝長 組織再編成税制を創るにあたっては、心配していたことが二つありました。

一つは、国税当局が税務調査で次々と否認を行うことで、組織再編成を検討していた法人が怖がってしまい、組織再編成をやらなくなるようなことにならないかということ、もう一つは、法人がこの制度を利用して租税回避を行うことにならないか、ということでした。

前者の心配に関しては、国税庁に対して、制度が定着するまで見守って欲しいと願うことにさせて頂きました。私は平成18年に退官したのですが、それまでの間、組織再編成に関して税務調査で否認したという事例はなかったはずです。このような国税当局の寛容な対応のお陰で、我が国においても組織再編成が広範に行われるようになり、多くの企業が立ち直ったと言ってよいはずです。

しかし、近年はこの国税当局の寛容な対応が一部で逆手にとられて、「組織再編成では何でもできる」、「組織再編成で税金を減らしてなぜ悪いのか」、「行為計算否認規定は伝家の宝刀（使えないもの）なんだから心配は要らない」などと公言する人達まで出てくる事態となっていたわけです。もちろん、「当局がいつまでも黙っているわけではない」と言っておられた方々もいらっしゃいましたが。

税金をなるべく少なくしようということは誰でも考えるわけで、それ自体は悪いということではなく、むしろ当然のことです。

しかし、租税回避と言わざるを得ないところまで行ってしまうのは良くない、ということです。何事にも「限度」というものがあるはずです。**藤田** 「租税を軽減する」という目的自体は認められるべきだと思うのですが、あくまでも程度問題というわけですね。難しいのは、その限度をどのように判断するかです。

「事業目的があれば租税回避には該当しない」は間違い

——「事業目的があれば租税回避には該当しない」といった考え方が流布されていますが、この点についてはいかがでしょうか。

朝長 もちろん、個別の案件について132条の2が適用されるかどうかの検討に際しては、まず入り口のところで、132条1項の場合と同様に、「事業目的はあるのか」、「税金を少なくするためにやっているのではないか」というような検討は、当然、行わなければなりません。ここがクリアできなければ、そもそも話になりません。事業目的が無いのに組織再編成を行って税金を減らしたということであれば、否認を受けるのは当然です。

しかし、「事業目的さえあれば何でもあり」ということではありません。組織再編成を行った場合と行わなかった場合とを比較すると、法人税の負担の多寡以外にもさまざまなところに違いが生ずることからも明らかのように、組織再編成の目的が法人税の負担を減少させることだけで他の目的が全く何もないということは、現実にはまずないはずです。

藤田 実際には、ある取引を行うためにさまざまな手法がある場合、税金を含めていろいろな要素を考慮して、どの手法を選ぶかを定めることになるのですが、少しでも事業目的があればよいとは言えないわけですね。

確かに、組織再編成を行う場合には何らかの事業目的があるのが通例ですから、「税金を減らす以外の目的で組織再編成をやりました」という説明をただけでは十分でないことがあり得るということになりますね。

朝長 そうです。132条の2は、詳細に定めた組織再編成税制の個別の定めを濫用したり潜脱することによって法人税の負担を減少さ

せるものが出てくることを防ぐことを主眼として設けたものですから、組織再編成自体に事業目的があるのか否かということにとどまらず、組織再編成税制の中の各規定に係る個々の行為や計算について、それらが不自然ではないか、不合理ではないか、というような観点から検討が行われることになります。

外国の組織再編成に関する租税回避防止規定の適用例を見ても、当然のことながら、「事業目的がありさえすれば租税回避にならない」というような単純なことにはなっておらず、特にアメリカの事情をご存知の方であれば、「事業目的の有無がすべてではない」ということは、どなたでも知っておられるはずです。

「不自然」、「不合理」は、税を減少させようとする意図がないことを前提に判断

仲谷 実際の場合では、「不合理」、「不自然」という価値判断を含む判断が問題になるわけですね。

税金を軽減しようとすることは、ビジネス上は「合理的」で「自然」だという議論があると思うのですが、この点はどう考えればよいでしょうか。

朝長 この場合の「不自然」、「不合理」という判断は、基本的には、通常は行われない行為や計算によって法人税の負担を減少させようすることがない場合に行う行為や計算を「自然」で「合理的」な行為や計算と捉えて行うものであって、通常は行われない行為や計算によって法人税の負担を減少させようとする場合に行う行為や計算を「自然」で「合理的」な行為や計算と捉えた上で行うものではありません。

通常はそのような行為や計算は行われないということであっても、それで法人税が減る

のであればそれを行って法人税の負担を減少させようとする人にとっては、法人税をできるだけ減らすことが「自然」で「合理的」ということになるはずですが、仮に「自然」と「合理的」ということをそのような意味で捉えて132条の2を解釈するということになるのであれば、当然のことながら、同条によって「不自然」、「不合理」ということで否認するものは無くなることになってしまいます。

132条の2を正しく解釈しようとする人の「自然」や「合理的」と、通常はそのようなことはしないということも行って税金をできるだけ減らそうとする人の「自然」や「合理的」とでは、言葉は同じでも内容が違う、ということなのです。

132条の2の解釈をする場合には、法令解釈の常識として、最低限、この程度のことは知っておく必要があります。

——要するに、「普通はそういうことはしないでしょう」というようなことをやって税金を少なくしたのであればダメ、ということでしょうか？

朝長 平たく言えば、そういうことです。

税務にたずさわる方々が租税回避に当たるのか否かということ判断しようとする場合には、法人の行った行為や計算を客観的に眺め、「こういうことを認めてよいのか」と問うてみて、常識で判断すれば、答えが大きく外れるということはないと思います。

132条の2の主眼は組織再編成税制の仕組みを利用した租税回避防止

——話を少し戻させていただきますと、先ほど、132条の2の適用を検討する場合においては、「事業目的はあるのか」、「税金を少なくする

ためにやっているのではないか」といった検討は入り口に過ぎないというお話がありましたが、この点についてももう少し詳しくご説明頂ければと思います。

朝長 組織再編成税制の創設時には、132条1項の適用を検討する場合のように、「事業目的はあるのか」、「税金を少なくするためにやっているのではないか」といったところが主たる問題点になるとは考えておらず、最も心配していたのは、組織再編成税制の仕組みを利用する租税回避でした。

例えば、従来は“逆さ合併”を行わなければ被合併法人の繰越欠損金を合併法人に引き継ぎませんでした。組織再編成税制においては、“逆さ合併”を行わなくても、適格要件とみなし共同事業要件を満たせば引き継げるようになっていますから、租税回避防止措置も、これに対応するものが必要となるわけです。

132条の2が適用される前の状態を考えると、組織再編成に関する処理はさまざまな個別規定によってそれぞれに処理が済んでいるわけですが、その中に租税回避と言わざるを得ないものが含まれている可能性があります。

組織再編成税制の仕組みを利用するもの—その中には一方の法人の要件を操作して他方の法人の税額を減らすというようなものまであるわけですが—にまで132条1項の適用範囲を広げることは簡単ではなく、また、税務当局に課税の裁量を認める規定に関してそのように拡張解釈をすることは好ましくない、と考えておりました。

132条の2の対象法人は組織再編成に係る法人のすべて

—132条の2の方が、適用対象法人が広い

ということでしょうか？

朝長 132条1項のように同族会社等のみを対象にしているわけではないという点ではそうです。本誌（編注：446号「税務マエストロ」18・19頁参照）においても述べましたが、132条の2の適用を受ける法人は、組織再編成に係る法人のすべてとなっています。合併を例にとると、被合併法人、合併法人、被合併法人の法人株主、そして、合併法人の法人株主ということになります。

合併法人の株主は、合併の際には特に合併に係る処理を行うことはないわけですが、被合併法人の株主に株式等をどのように交付するのかによって、実質的に株式の価値を被合併法人の株主に移転したり、逆に、被合併法人の株式の価値の移転を受けたりすることがあり、租税回避という観点からみると、当事者となることがあり得るわけです。

このような点からも、132条の2の「その法人の行為又は計算」の「その法人」とは、同条によって更正又は決定を受ける法人のみではないことを確認することができます。

132条の2の「行為又は計算」は主に組織再編成の際のさまざまな行為や計算を指す

藤田 132条の2の「その法人の行為又は計算」に関しては、更正又は決定を受ける法人の合併等と考えている方もいますよね。

朝長 本誌447号のマエストロにおいてご説明させて頂いたとおり、132条の2の「合併等」は、合併を含む組織再編成であるわけですが、「行為」であって「計算」ではありません。このことから明らかなおおり、この「行為又は計算」は「合併等」において行われるさまざまな「行為又は計算」であって、「行為」から「合併等」が除かれている

わけではありませんので、「合併等」という行為も含む、ということになります。

このような132条の2の「行為又は計算」の内容からも、同条の役割を確認することができるはずで

132条の2は132条3項の対応調整を含むもの

仲谷 132条1項と132条の2の違いとしては、前者には132条3項（編注：下記参照）のいわゆる対応調整規定があるのに対し、後者にはそのような規定がないということもあります。これはどういう意味なのでしょう

3 第一項の規定は、同項に規定する更正又は決定をする場合において、同項各号に掲げる法人の行為又は計算につき、所得税法第一百五十七条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）若しくは相続税法第六十四条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）の規定の適用があつたときについて準用する。

朝長 132条1項は一の法人が租税回避のために何かをするということを前提としているため、他の者の他の税目における取扱いとの対応調整を行うために対応調整規定が必要になりますが、132条の2は、組織再編成にかかわる「複数の法人」について「複数の処理」を行うことがあることを前提として設けているため、別途132条3項のような規定を設ける必要はありません。平成18年に設けられた132条3項に対応する規定が132条の2に設けられていないのは、132条の2は



そのような対応調整をすることまで含んでいるためです。組織再編成では、一方の法人の課税関係を他方の法人がどのように行動するのかによって決めるというような部分が多く存在しますので、全体を見て、不自然、不合理なものは、自然かつ合理的なものに置き換える、ということを用意しているわけです。

この対応調整の規定の有無は、132条1項と132条の2との相違を確認するものともなっています。

藤田 ただ、一つ疑問に思うのは、18年度税制改正時の『平成18年 改正税法のすべて』の解説を読むと、132条3項の規定自体は、所得税や相続税で課税が行われる場合には法人税において減額更正を行うという趣旨で設けたと説明されているわけですが、条文では、課税するための規定である132条1項の規定を「準用する」となっているので、素直に文理解釈をすれば、創設趣旨として説明されていることとは反対に、所得税や相続税を課税したときには法人税も課税する、ということになっているように見えます。この点に関しては、言うまでもなく減額更正の根拠になる、と解釈してよいのでしょうか。

朝長 ご指摘のとおりです。改正案が出た時から、本来はいわゆる「当然解釈」として通達等に対応すべきものであり、また、条文

にも問題がある、と申し上げてきたところで、132条3項の創設には私自身はタッチしていませんので、どういう経緯でこうした書

き振りとなったのかはよく分かりませんが、条文の文言にこだわらず、減額更正を行う規定であると解釈をすることでよいと思います。

パートⅢ 132条の2の適用のおそれがある事例

判決次第で、非適格分割や非適格現物出資が急増する可能性

——このあたりで、実際に否認を受けないためにはどこに注意すればよいのかということについて、お話し頂ければと思います。

仲谷 やはり、組織再編成に伴って、青色欠損金が使われるケースは、税務当局の目に止まり易いでしょう。特にその組織再編成が税務当局の目から見て不自然な形で行われていればなおさらです。例えば、3月末決算の会社が3月に消滅会社となる合併を行ったような場合、税務当局としては少なくとも理由を聞きたくはなるでしょうね。

朝長 3月末決算の法人が決算の末月の3月に合併を行うというようなケースには、何か特別な事情があると思います。

合併に際しては、被合併法人において、合併期日の前日末の多数の商品等の棚卸しを行ったり、合併期日の前日末の債権債務の金額を多数の相手先と確認するなど、決算の作業と同じ作業が必要となるため、一部には取引の締め日や商品等の棚卸日が月央日となっている場合にその翌日などを合併期日とするものなどがあるものの、大多数は月初日を合併期日としています。

我が国の企業の多くは3月31日を確定決算の末日としているため、我が国において合併期日とされる日はその翌日の4月1日が最も多くなっており、その次に多いのが、中間決算の末日である9月30日の翌日の10月1

日となっているはずですが。

——法令の規定上は、合併期日はいつであってもよいわけですが、ケースによっては理由を説明した方がよいことがあるということでしょうね。

朝長 そうですね。

仲谷 組織再編成税制においては、各所にいろいろな形式要件が設けられているわけですが、これらの形式要件についても、細心の注意が必要ということですね。形式要件はただ満たせばいいというものではないということは、弊事務所のクライアントにも十分に注意喚起しているところです。

——最近の新聞報道では、逆に形式要件を外すことで税務否認を受け、訴訟となっている事例が紹介されています。この事例では、本来は適格分割となるどころ、分割により創設した子会社の株式を売却することで完全支配関係継続要件を外して巨額の資産調整勘定を発生させ、その損金処理により課税所得を減らしたということですが、朝長先生の講演録では、本来は「適格」であるものを「非適格」として税金を減らす行為を「適格外し」と呼んで租税回避に当たると説明されています。朝長先生はこの案件に関しては、どのような感想をお持ちですか？

朝長 個別の案件に関するコメントは、控えさせていただきます。ただ、法人税法

自体にも、また、法人税法中の個別規定にも、それぞれ創設の趣旨や目的があり、それを脇に置いて議論することはできないということ、そして、どのようなものが「通常」で、「自然」、「合理的」ということになるのか、一方、どのようなものが「異常」、「不自然」、「不合理」ということになるのかということが重要になる、ということは申し上げておきたいと思います。

藤田 訴訟の行方を見守りたいと思いますが、吸収合併される会社に含ま益のある資産やのれんのある事業が存在するケースはたくさんあり、むしろそのようなものがないケースの方が稀だと思いますので、吸収合併される直前にそのような資産や事業を移した子会社の株式を合併法人に譲渡することにして、分割や現物出資などを非適格にしてよいということになれば、当然、合併の直前にそうする企業が急増するでしょうね。

✓ 期限切れ前の欠損金の活用を旨とする
組織再編成は、裁判の結果待ち

——この事例に関連して、先に訴訟となっているものがあります。新聞報道によると、上記の分割によって設立した子会社の株式を売却した法人は、その後「被合併法人」として子会社株式の売却先と合併しており、この合併においても、合併による被合併法人の欠損金の引継ぎが税務否認を受けたとのことです。合併直前に「適格外し」で非適格分割を行って資産調整勘定を計上し、その合併で被合併法人の繰越欠損金を引き継ぐという連続的組織再編成スキームとなっているようですが、報道によると、被合併法人の社長が合併直前に合併法人の副社長になったのは、法人税法施行令112条7項5号の特定役員引継要



件を形式的に満たすためのもので、真の目的は欠損金の引継ぎにあるとの指摘を税務執行当局に受けた、とされています。

藤田 合併の話が出てくる前であれば全く問題は無いと思いますが、合併の話が出てきた後となると、税務当局はその点に注目するでしょうね。しかも、それが合併の直前に行われたということであれば、税負担を減らす以外の理由を明確に示さないと、先ほど話題になった「自然」とか「通常」と言えるかどうかを巡って紛争に発展しかねず、大きなリスクがある、ということはきちんと認識しておく必要があると思います。

朝長 組織再編成税制における個々の規定の取扱いは、その個々の取扱いの適用を受ける法人が何をどうしたのかというようなことだけで決まるものとはなっていませんので、組織再編成における租税回避に対しては、その個々の規定を用いて対処することは難しく、そのために組織再編成に係る包括的な否認規定が設けられているわけですから、自ずと、132条の2の観点から「自然」とか「通常」と言えるものかという議論になるわけですね。

——このケースは、連続的に組織再編成を行っていることや「スキーム」となっていることにも大きな特徴があるように思われます

が、連続的に組織再編成を行うケースやいわゆる“スキームもの”に関しては、租税回避を狙いとしたものではないかという目で見られる、ということでしょうか。

朝長 税務調査で、そういうものがタックス・プランニングによって租税回避を狙うものではないかという目でみられるのは、やむを得ないと思います。結論がどうなるのかは事案ごとにさまざまでしょうが。

——こちらの裁判の行方も、相当影響が大きいでしょうね。「あの裁判の結果を見てから組織再編をやるかやらないか決める」という会社も少なくないようです。

朝長 そうですね。組織再編成を行う法人に含み益のある事業が存在するというケースはいくらでもありますし、我が国の場合には法人の7割以上が赤字という状態がずっと続いてきましたので期限切れになりそうな欠損金を持っているところも非常にたくさんあります。裁判の結果によっては、こうした法人の多くが、欠損金を有効活用すべく、組織再編成に動くことになるでしょう。その意味で、極めて影響の大きな判決になることは間違いありません。

仲谷 過去の税務訴訟の中でも、とりわけ影響の大きい案件だと思います。



朝長 仮に、組織再編成の直前にこのようなことをやってよいということになると、事業関連性要件や事業規模要件などをはじめとする他の多くの要件等に関しても同じことが言えるわけですからね。

(以下、次号)

朝長英樹 ともなが ひでき

九州大学法学部卒業。税理士。東京国税局・税務署において、主に法人税調査・審理に従事(昭和57年～平成7年)。財務省主税局において、金融取引に係る法人税制改正(平成12年)、組織再編成税制の創設・資本等取引税制の抜本改正(平成13年)、連結納税制度の創設(平成14年)などを主導。税務大学校研究部において、事業体税制等を研究。平成18年7月に税務大学校教授を最後に退官。日本税制研究所 代表理事(平成19年3月～)、参議院客員調査員(平成19年9月～20年2月)、登録政治資金監査人(平成20年9月～)、朝長英樹税理士事務所(平成21年3月～)。

『企業組織再編成に係る税制についての講演録集』(日本租税研究協会)、『日本型連結納税制度の基本的な考え方と法令等の概要』(日本租税研究協会)、『国際的二重課税排除の制度と実務－外国税額控除制度・外国子会社配当等益金不算入制度－』(法令出版、共監・共著)、『会社合併実務必携』(法令出版、共著)、『詳解 グループ法人税制』(法令出版、編著)ほか、著書・論文多数。

藤田耕司 ふじた こうじ

東京大学法学部卒業。米国University of Michigan(LL.M.)卒業。弁護士(日本およびニューヨーク州)・税理士。米国ニューヨークのCravath, Swaine & Moore法律事務所、ドイツ・フランクフルトのBruckhaus Westrick Stegemann(現事務所名Freshfields Bruckhaus Deringer)法律事務所勤務を経て、1995年、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー就任。日弁連税制委員会委員(2007年)、経済産業省国際課税研究会委員(2009年)。ビジネス・タックス－企業税制の理論と実務－(共著・有斐閣

2005年10月)、適格合併の判定に際して、合併交付金が配当代りに当たるか否かの判定基準(JTRI税研No.123 2005年9月号)、海外事業体の課税上の扱い(『租税法の発展』(有斐閣)2010年12月)(共著)ほか、著書・論文多数。

仲谷栄一郎 なかたに えいいちろう

東京大学法学部卒業。弁護士。英国ロンドンのAllen & Overy法律事務所勤務を経て、2002年、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー就任。2007-08年、早稲田大学法学部非常勤講師(担当科目:国際租税法)。『租税条約と国内税法の交錯』(第36回日本公認会計士協会学術賞受賞 共著・商事法務)、『外国企業との取引と税務』(共著・商事法務)ほか、著書・論文多数。